利益相反管理方針の概要

DBS 証券株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社または当社の親会社およびその東京支店(DBS 銀行東京支店)、子会社、関連会社(以下「対象親会社等」といいます。)とお客さまの間、ならびに、当社または対象親会社等のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客さまの利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行するため、法令等に従い利益相反管理方針(以下「本方針」といいます。)を策定いたしましたので、「本方針」の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

(1) 対象取引

本方針の対象となる利益相反のおそれのある取引は、当社または対象親会社等が行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。

「利益相反」は、当社または対象親会社等とお客さまの間の利益相反、または当社または対象親会社等のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。

(2) 判断する事情

当社では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下「対象取引」 といいます。)に該当するか否かを特定する上においては、以下の事情を検討いたしますが、 これらに限りません。

- ① お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合
- ② お客さまの犠牲により、当社または対象親会社等が経済的利益を得るかまたは経済 的損失を避ける可能性がある場合
- ③ お客さまとの取引の結果、お客さまの利益とは明確に区別される利益を取得する場合
- ④ お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘因がある場合
- ⑤ お客さまと同一の業務を行っている場合
- ⑥ お客さま以外の者から、お客さまとの取引に関連して、通常の手数料や費用以外の 金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、または将来得ることになる場 合
- ⑦ お客さまから得た情報を利用して行う取引である場合

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社および対象親会社等の レピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。

2. 管理の対象とする利益相反の類型

当社が管理対象とする「利益相反」の主な類型は、下記の通りです。

	お客さまと当社グループの	お客さまと相互間の利益相反
	利益相反	
利害対立型	お客さまと当社または対象親会	お客さまと当社または対象親会社等の
	社等の利害が対立する取引	他のお客さまとの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社または対象親会	お客さまと当社または対象親会社等の
	社等が同一の対象に対して競合	他のお客さまとが競合する取引
	する取引	
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じ	当社がお客さまとの関係を通じて入手
	て入手した情報を利用して当社	した非公開情報を利用して当社または
	または対象親会社等が利益を得	対象親会社等の他のお客さまが利益を
	る取引	得る取引

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社および以下に掲げる対象親会社等となります。 (対象親会社等)

① DBS Bank Ltd, シンガポール本店(当社の親会社 100%)

(事業内容:銀行業)

② DBS 銀行東京支店(当社の親会社の東京支店)

(事業内容:銀行業)

③ DBS Bank Ltd, シンガポール本店の子会社及び関連会社(別掲:関係会社一覧表)

4. 利益相反管理の方法

当社は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括責任者を設置し、当社および対象親会社等全体の情報を含めて集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、社内において周知・徹底いたします。

- (1) 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- (2) 対象取引および当該お客さまとの取引の一方または双方の条件または方法の変更
- (3) 対象取引または当該お客さまとの取引の一方の中止
- (4) お客さまへの利益相反の開示とお客さまの同意
- (5) 情報共有者に対する監視

以上につき、ご不明な点がございましたら、当社、コンプライアンス部 (03-3213-4410) までご連絡ください。

(注) 平成 28 年 7 月 21 日制定